

《会計・税務の知識》

お酒と税金

3月になり、歓送迎会や、花見などを計画されている方も多いのではないのでしょうか。歓送迎会や花見といえばお酒を想像しますが、普段の仕事の後のビールもおいしいものです。そんな多彩なお酒の中でも世界中で飲まれ愛され続けているのがワインです。ワインの歴史は古く、キリストが最後の晩餐で「パンは我が肉、ワインは我が血」と弟子に伝えたことは有名です。今回ワインに関する税金に着目します。

1. ワインの知識

(1) ワインの種類

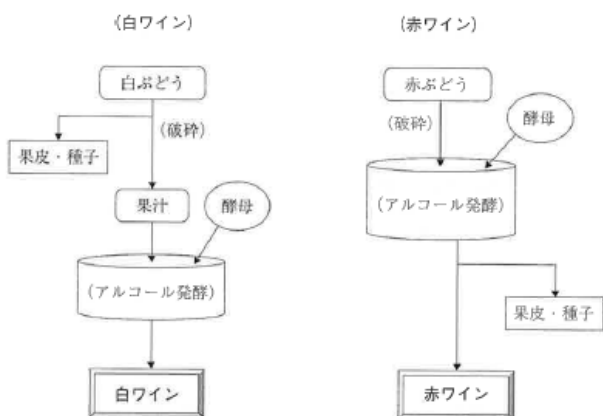
ワインは大きく①スティルワイン、②スパークリングワイン、③フレーヴァードワイン及び④フォーティファイドワインに分かれます。

一番なじみがあり多く飲まれているのが①スティルワインで、さらに赤・白・ロゼに分かれます。また、②スパークリングワインは炭酸ガスを含んだワインで、シャンパーニュの「シャンパン」が有名です。

これらに対してはややマイナーですが、③のフレーヴァードワインや④フォーティファイドワインとは、それぞれワインに薬草、果実、甘味料などを加え独特な風味付けをしたワイン(③)、醸造中にブランデーなど蒸留酒を加え、アルコール分を高めたワイン(④)を指します。③フレーヴァードワインでは、イタリアの「ヴェルモット」やスペインの「サンダリア」が、④フォーティファイドワインでは、スペインの「シェリー」が有名です。

(2) ワインの製造

ワインは日本酒などと同じ醸造酒にあたります。赤ワインと白ワインの製造方法は次の通りです。



(財団法人大蔵財務協会 図解酒税)

それぞれの製造方法の大きな違いは、ブドウの果汁を絞り出すタイミングが発酵前か後かです。これは、赤ワインの場合果皮や種子から色素や渋みを抽出する必要があるためです。

2. ワインと税金

(1) 酒税法とワインの分類

酒税法では、酒類(アルコール分1度以上の飲料)が課税対象となります。そのため、1%(1度)未満のアルコール分しか含まないノンアルコールワインを除きワインは課税対象です。

また、酒税法においては、17品目の酒類を「発泡性酒類」、「醸造酒類」、「蒸留酒類」及び「混成酒類」の4種類に分け、原則として、酒類ごとに同一の基本税率を適用します(ただし同一種類内でも品目により税率が異なるケースもあります=特別税率)。なお、「蒸留酒類」と「混成酒類」の一部はアルコール分によって税率が加算されます。

ワインは酒税法上次の通りの分類・税率になります。

ワイン種類	酒税法		税率	
	品目	酒類	税率(/k1)	加算
①スティルワイン	果実酒	醸造酒類	80,000円	なし
②スパークリングワイン				
③フレーヴァードワイン	甘味果実酒	混成酒類	120,000円	12度を超える1度毎に10,000円加算
④フォーティファイドワイン				

(2) 身近なワインと酒税額

国内産のワインは以前と違い、ブドウ品種、栽培・醸造方法の研究が進み、世界的な評価が高まりつつあります。しかし、まだまだ海外からの輸入ワインを飲む機会の方が多いように思われます。

輸入の場合には原則保税地域からの引取時に酒類引取者が納税義務者となりますが、消費者が購入する際の価格に酒税が含まれるため、最終的には消費者が負担していることとなります。

一般的な750mlのスティルワインの場合、 $80,000 \text{円}/\text{k1} \times 0.00075\text{k1} = 60 \text{円}$ が一本当たりの酒税の額となります。これを高いと感じるか低いと感じるかは判断が分かれるでしょう。

(担当：山根 朋洋)